

臨時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年11月10日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階 光琳の間

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会にご来場の株主様は、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

<https://www.okk.co.jp/>

目次

■ 臨時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類承認の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	5
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）1名選任の 件	7
第4号議案 監査等委員である取締役1名 選任の件	8
第5号議案 会計監査人選任の件	9
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	35
■ 計算書類	46
■ 監査報告書	55

OKK株式会社

証券コード：6205

社 是
誠 実

経 営 理 念

- ◎顧客第一：顧客の信頼と期待に応える品質とサービスを提供する。
- ◎社会的責任：地球環境と人類社会の調和と発展に貢献する。
- ◎価値の提供：技術を革新し新しい価値を創造する。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主及び投資家、地域社会、取引先、従業員等の各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ちながら、コーポレートガバナンスの充実に努め、次の100年を目指せる企業体にしていきます。当社の意思決定の透明性・公正性を確保して実効的なコーポレートガバナンスを実現していきます。

当社コーポレートガバナンス・ガイドラインの内容は、当社ウェブサイト(<https://www.okk.co.jp/company/governance.html>)に掲載しております。

証券コード 6205
2021年10月26日

株 主 各 位

兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1
OKK株式会社
取締役社長 浜 辺 義 男

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面により議決権をご行使いただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年11月9日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年11月10日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号 伊丹シティホテル 3階 光琳の間
（末尾記載の臨時株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および連結計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査等委員会の第163期連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項
第1号議案 | 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - 新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会にご来場の株主様は、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用など感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
 - 本株主総会会場におきましては、当社役員および運営スタッフもマスクを着用させていただく予定であり、アルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいります。
 - 株主総会ご出席の株主様へのお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

臨時株主総会の開催に至った経緯について

当社は、2021年6月24日付「特別調査委員会の設置に関するお知らせ」および2021年9月17日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、過去の会計処理の誤りの可能性および当社役員による不適切な業務執行の可能性を含む内部統制上の問題が存する疑義について、利害関係を有しない外部専門家3名から構成される特別調査委員会を設置し、2021年9月17日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

特別調査委員会の調査報告書に記載された調査結果から、①過去において実在性のない仕掛品が存在していたこと、②担当者が、実在性のない仕掛品の存在を認識しながら、棚卸資産の帳簿残高と実棚金額との差額を埋めるため、棚卸対象外資産である加工費等を水増しする等して、適切な費用処理を行わず、資産を過大計上していたこと、③①により適時に費用処理がされず、過大計上が続いていた仕掛品の残高を、担当者が恣意的に費用処理（②、③を併せて、以下「本件不適切会計処理」といいます。）していたことが判明しました。

そこで、当社は、本件不適切会計処理に関連する費用処理を訂正するとともに、2017年3月期から2020年3月期の有価証券報告書、並びに2019年3月期の第2四半期から2021年3月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

本件不適切会計処理は、仕掛品を含む棚卸資産に係る会計処理に関して、特定担当者への業務負荷の集中、不適切な決裁権限の付与およびコンプライアンス意識の欠如が直接の原因であると認識しております。その背景には、管理部門（管理本部）の問題点として、業務への理解不足及び情報共有の不全、内部監査部門の問題点として、内部監査部門の権限や位置づけが不明確・不十分であることがあり、さらに、経営陣の問題点として、原価計算に関する業務への理解不足、コンプライアンス意識の欠如があったものと認識しております。

当社は今回の事態に至ったことを重く受け止め、特別調査委員会が認定した事実、発生原因および再発防止策の提言を十分に分析し、以下の再発防止策を策定し実行を開始しております。

- ・原価計算担当部門の業務および管理体制を強化し、仕掛品および原価計算システムに関するシステム改修までの運用改善・統制強化のため、①原価計算を統括する部長の配置、②外部専門家（会計士）の導入、③課員の増員
- ・内部監査部門による監視監督機能の強化のため、内部統制に関する体制を見直し、内部監査室が監査業務に特化できる体制を確立するため、管理部門の職務分掌の見直し。内部通報窓口の集約と周知による機能発揮。
- ・経営陣を始めとする管理職の原価計算に関する業務知識の向上のため、外部専門家による定期的な研修の実施。またコンプライアンス意識の改革のため、弁護士による定期的なコンプライアンス研修の実施。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社は皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

》株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類承認の件

当社は添付書類「独立監査人の監査報告書」（57頁から58頁まで）の「限定付適正意見の根拠」に記載のとおり、第163期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）において、過年度における不適切な会計処理を訂正したことに伴い、当事業年度の期首の繰越利益剰余金を修正いたしました。この訂正に伴い、社内規程に従って加工費等に関する証憑を破棄しております。

そのため、当社は第163期の会計監査人EY新日本有限責任監査法人より十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたとして、除外事項を付した限定付適正意見を受領しております。

このため、会社法第438条第2項に基づき、第163期計算書類のご承認をお願いするものであります。本議案の内容につきましては、添付書類（46頁から54頁まで）に記載の通りであります。

第2号議案 定款一部変更の件

①変更の理由

会社の機関の一つである会計監査人に関する事項を明確にするため、会計監査人の条項を新設いたします。また、会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定も併せて新設するものであります。

②変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第38条 （条文省略）	第1条～第38条 （現行どおり）
（新設）	第6章 会計監査人
（新設）	<u>（会計監査人の選任）</u>
	<u>第39条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(新設)	2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	第41条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
(新設)	<u>(会計監査人の責任限定契約)</u>
	第42条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第6章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)	第7章 計 算 第43条～第46条 (現行どおり)

》株主総会参考書類

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもちまして、取締役浜辺義男氏が辞任により退任いたしますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

本取締役候補者の任期については当社定款の定めにより、次回定時株主総会の終結の時までとなります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

候補者	とみた ひろとも 富田 廣智	新任	生年月日 1964年8月14日 所有する当社株式の数 2,913株
-----	-------------------	----	--------------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1988年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行
- 2008年7月 同行難波・萩之茶屋エリア営業第一部2グループ長
- 2018年7月 りそな総合研究所株式会社大阪営業部部長
- 2019年7月 当社入社 営業本部副本部長兼カスタマーサポート部副部長
- 2020年4月 OKK改革プロジェクトチームリーダー兼統轄本部長
- 2020年6月 上席執行役員 OKK改革プロジェクトチームリーダー兼統轄本部長兼カスタマーサポート部担当
- 2020年11月 上席執行役員 OKK改革プロジェクトチームリーダー兼統轄本部長兼カスタマーサポート部担当兼品質保証部担当
- 2021年4月 上席執行役員 統轄本部長兼カスタマーサポート部担当兼品質保証部担当（現在に至る）

■ 取締役候補者とした理由

富田廣智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務に関する高い見識を有しており、当社においては、全社にわたるプロジェクトのチームリーダーを務めるなど強力なリーダーシップを発揮しております。これらの経験と見識から当社の企業価値を向上させる経営者として適任であると判断し、取締役候補者いたしました。

(注) 1. 取締役候補者 富田廣智氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。なお、取締役候補者富田廣智氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本臨時株主総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役道岡幸二氏が辞任により退任いたしますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本監査等委員である取締役候補者は、監査等委員である取締役道岡幸二氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候 補 者	のなか こうじ 野中 浩二	新任	生年月日 1961年3月7日 所有する当社株式の数 0株
-------	-------------------------	-----------	---------------------------------

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行
- 2013年4月 同行R Bコンプライアンス統轄部 コンプライアンスオフィサー
- 2017年10月 当社入社 輸出管理部長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
- 2018年4月 経営管理室長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
- 2020年6月 管理本部業務管理部長
- 2021年4月 管理本部業務管理部長兼コンプライアンス室長（部長待遇）
（現在に至る）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

野中浩二氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、企業財務に関する高い見識を有しており、当社においては主にコンプライアンス部門の責任者として、当社グループ全体におけるコンプライアンスに関する包括的な業務を行っております。これらの経験と見識を基に中立かつ客観的な立場で当社経営全般の監査と助言を期待できることから、監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者 野中浩二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野中浩二氏の選任が承認された場合当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。
3. 当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。なお、監査等委員である取締役候補者野中浩二氏については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

》株主総会参考書類

第5号議案 会計監査人選任の件

当社は2021年10月6日付で開示しております「一時会計監査人選任に関するお知らせ」のとおり監査法人やまぶきを一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

つきましては監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります監査法人やまぶきをあらためて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお監査等委員会が監査法人やまぶきを会計監査人の候補者とした理由は、品質管理体制、独立性、専門性、監査業務の実施体制及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者の名称等は次のとおりであります。

名 称	監査法人やまぶき	
事 務 所 所 在 地	主たる事務所	京都府京都市山科区川田土仏7番地36
	その他事務所	東京都、大阪府
沿 革	2009年6月11日	設立
	2011年3月22日	東京事務所設置
	2015年7月11日	大阪事務所設置
概 要	構成人員	代表社員（公認会計士） 3名
		社 員（公認会計士） 2名
		公認会計士 26名
		その他の監査実施者 1名
		合 計 32名
		(2021年10月1日現在)

(注) 監査法人やまぶきが選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は、同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は法令で定める最低責任限度額であります。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国・欧州においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による都市封鎖など、経済活動の停滞がありました。年度後半より新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が進むなど、回復に向けた動きが見られました。

中国においては、回復が鮮明であり、建設機械、半導体などが好調に推移し、その他アジア新興国においても緩やかな回復が見られます。

我が国経済においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されるなど不透明な状況のなか、低調に推移しておりましたが、半導体関連、自動車関連が徐々に上向くなど回復基調で推移しました。

このような状況下当社グループでは、4月に構造改革を最優先で実施し、その効果を盛り込む形で新たな中長期経営計画「Re;Neo Challenge - リ;ネオ チャレンジ -」を策定いたしました。2020年度からの4年間を「再生フェーズ(Re;Neo Challenge 8)」とし売上高260億円、営業利益率8.0%、2024年度からの2年間を「成長フェーズ(Re;Neo Challenge 400)」として、売上高400億円、営業利益率9.0%を経営数値目標とし様々な施策に取り組んでまいりました。

構造改革においては、商談から機械据付までを一気通貫で行うチーム制の導入により、これまで以上に顧客に寄り添った対応を行い、また情報を集約しチームをコントロールするための統轄本部を新設いたしました。

生産面においては従来の見込生産を廃止し、受注生産方式を開始したことで棚卸資産の削減を行いました。また構内物流の効率化や、主力機種で仕様によって異なる部位をあらかじめモジュール単位で在庫し、仕様決定と同時に最終工程まで組み立てる受注組立生産方式を導入するなどリードタイム短縮に取り組みました。

営業面においては、新規受注の開拓を担う「マシンセールス」と地域密着で既存顧客への訪問を行う「カスタマーセールス」に分担して営業活動を強化するとともに、過去納入機に対する積極的なサービス商材販売でサービス活動の強化も図りました。

またサービス部門では人員増強を行った結果、コールセンター受付応答率および技術者からのコールバックまでの時間で改善が進み、故障発生から交換部品の発送、修理までの期間短縮につながりました。アフターサービス体制が強化されたことで、コロナ禍においても部品売上高は落ち込むことなく安定的な収益の確保を実現いたしました。

技術面においては、技術本部内に研究開発部を新設し、研究・開発に携わる従業員を集約し研究開発体制の強化を行いました。アフターコロナ・ウィズコロナを見据え、自動化・省力化・リモート操作化に対応した商品開発に注力し、新商品をリリースいたしました。初のオンライン開催となったJIMTOF2020 Onlineでは、自動化・省力化に対応したロボットパレット交換システム「CRASYS」から、安価で後付け可能な手動パレット交換装置、プログラム制御でノズル角度を変えられるリモコンノズル、クラウドサービスを利用したスマートフォンによるリモート操作「Net Monitorリモート機能」に至る当社独自の自動化・省力化システム商品群に加え、5軸制御マシニングセンタ、横形マシニングセンタ、立形マシニングセンタなど、オンラインの特性を活かしてより多くの商品を展示し当社の技術力をアピールしました。

また従業員全員がこれまで以上にコスト削減意識を持ったことで徹底的な経費削減が進み、損益分岐点を引き下げる効果が表れております。しかし、全社を挙げ、様々な施策に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動停滞の影響は大きく、年度を通して設備投資意欲が抑制された結果、売上高、利益ともに低調に推移いたしました。

》 事業報告

以上の結果、売上高は12,083百万円（前連結会計年度比43.4%減）となり、営業損失は2,755百万円（前連結会計年度は営業利益141百万円）、経常損失は2,474百万円（前連結会計年度は経常利益2百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は2,425百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失9,159百万円）となりました。

部門別連結売上高および概要は次のとおりであります。

部 門	金 額	前年度比増減率	構成比
工 作 機 械	11,092	△44.7	91.8
そ の 他	990	△22.8	8.2
合 計	12,083	△43.4	100.0
(う ち 海 外)	(4,760)	(△43.2)	(39.4)

● 工作機械

国内については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから受注が伸び悩み売上高は6,381百万円（前連結会計年度比45.4%減）となりました。海外についても、持ち直しの動きが見られますが、都市封鎖などにより経済活動が停滞したことから売上高は4,710百万円（前連結会計年度比43.7%減）となりました。この結果工作機械全体の売上高は11,092百万円（前連結会計年度比44.7%減）となりました。

● その他

売上高990百万円（前連結会計年度比22.8%減）、セグメント利益は18百万円（前連結会計年度比73.8%減）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は310百万円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 機械設備更新、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 機械設備更新と保全、環境に配慮した構内照明のLED化等の他、猪名川製造所内のインフラ整備ならびに子会社等を含めた機械装置および工具等

3. 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を図るため、取引金融機関8行との間に、総額14.5億円のシンジケーション方式による契約を締結しております。

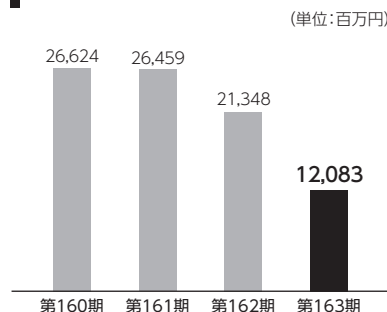
また新規調達先より「新型コロナウイルス感染症特別貸付」として5億円の資金調達を実施いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

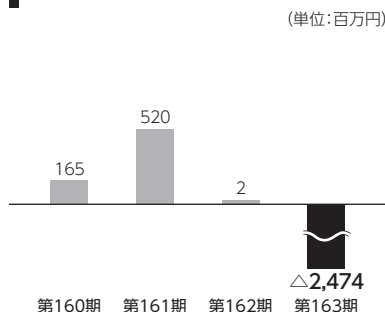
区分	第160期 (2017年4月から 2018年3月まで)	第161期 (2018年4月から 2019年3月まで)	第162期 (2019年4月から 2020年3月まで)	第163期(当期) (2020年4月から 2021年3月まで)
売上高 百万円	26,624	26,459	21,348	12,083
経常利益又は経常損失 百万円	165	520	2	△2,474
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 百万円	△38	444	△9,159	△2,425
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 円	△4.93	56.20	△1,159.27	△306.57
総資産 百万円	48,443	48,097	34,444	32,387
純資産 百万円	20,147	20,176	10,735	8,768

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
 2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で株式併合を行っております。第160期の期初に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を第161期の期首から適用しており、第160期の総資産の額については、当該会計基準等を遡及して適用した後の数値を記載しております。
 4. 連結計算書類 連結注記表【誤謬の訂正に関する注記】に記載のとおり、過年度における不適切な会計処理および誤謬が判明し、金融商品取引法の規定に基づき過年度の有価証券報告書を訂正したため、第160期から第162期までの財産および損益の状況につきましては、当該訂正後の金額を記載しております。

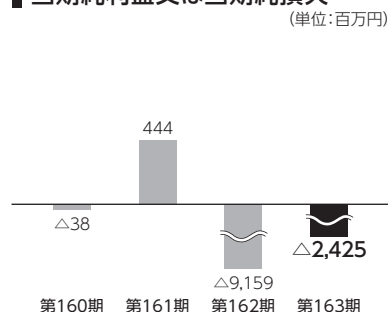
売上高



経常利益又は経常損失



親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失



5. 対処すべき課題

【中長期経営計画「Re;Neo Challenge - リ;ネオ チャレンジ -」の推進】

当社は2020年度に構造改革を柱とした6年間の中長期経営計画「Re;Neo Challenge - リ;ネオ チャレンジ -」を策定いたしました。2020年度～2023年度を「再生フェーズ」、2024年度～2025年度を「成長フェーズ」として計画の遂行を図っております。

昨年度は構造改革に注力し、順調に進捗しました。今年度は「再生フェーズ」の2年目として、成果を皆様にお伝えできるよう、以下の項目に重点的に取り組み、さらに計画を推し進めてまいります。

①生産方式の変更による生産力向上

棚卸資産を抑制するため、従来行っておりました見込生産を廃止し、「受注生産方式」を導入いたしました。主力機種については仕様によって異なる部位をあらかじめモジュール単位で在庫し、仕様決定と同時に最終工程まで組み立てる「受注組立方式」に着手し、短納期化を進めたことにより、市場での競争力を高めております。

また構内配膳の効率化や部品の社内加工化により一層のコストダウンを進め、仕様や価格においてもお客様の要望に応えるため全力で取り組んでまいります。

②営業活動の強化、サービスの拡充

営業部門については、従来通りの営業活動を行う「マシンセールス」、既存のお客さまへの訪問営業を行う「カスタマーセールス」に分け、過去納入機に対する積極的な営業活動の強化に取り組んでおります。

また、サービス部門においては、人員増強により、修理依頼等の未処理滞留件数の大幅な削減、コールセンター応答率改善・応答時間の短縮化を行うなど、サービス体制の強化が進んでいます。利益率の高いアフターサービスを強化することで、安定的な収益の確保に努めてまいります。

③開発体制の強化

コロナ禍により自動化、省力化に対するニーズが高まるなか、当社でもこれらに着目した新商品の開発に注力しております。昨年度に販売開始した自動化、省力化、リモート操作化商品に加え、今年度は新たに最新の技術で熟練の技を実現する「匠AIシリーズ」の発表をいたしました。

今後も高付加価値を有した商品開発を行い、製造業界に新たな価値の創出を図ってまいります。

④内部統制の強化

当社は過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、特別調査委員会を設置し、調査を進めた結果、過去より当社の棚卸資産（仕掛品）の残高が過大に計上されていたことが判明しました。当社特別調査委員会からの提言も踏まえ、再発防止案を策定し、実行に移しております。今後、これらの施策を着実に実行すると共に、適正な内部統制の整備及び運用のさらなる強化に真摯に取り組み、再発防止に努めてまいります。

【今後の見通し】

今後の見通しといたしましては、世界経済においては、新型コロナウイルス感染症の収束が未だに見えない状況ではありますが、ワクチンの接種が進むなど不透明な状況の中、回復基調で推移すると思われます。

我が国経済につきましても半導体関連、自動車関連を中心に回復傾向であり、また政府の事業再構築補助金等により設備投資の増加が期待されます。

当社グループを取り巻く経営環境は、コロナ禍の影響による不透明感はあるものの、設備投資需要は回復し、景気は上向くと予想しております。大きな転換点を迎えている働き方に対応するためには、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた事業展開が不可欠であり、自動化・省力化分野において当社の技術力をアピールし、今後の飛躍につなげてまいります。

全社一丸となって中長期経営計画「Re ; Neo Challenge - リ ; ネオ チャレンジ - 」を推進することにより、安定的な収益を確保できる体制を構築し、早期の業績回復と復配を目指してまいり所存であります。

また当社は経済産業省より「健康経営優良法人2021（大規模法人部門）」に認定されました。「こころの健康」「からだの健康」「職場の健康」の3つの健康を推進することで従業員の心と身体健康づくりと働きやすい職場づくりに取り組み、社員一人ひとりが心身ともに健康で、日々生き活きと働き、個性や能力を最大限に発揮する「健康経営」に取り組んでまいります。

当社の経営理念である「顧客第一」「社会的責任」「価値の提供」を軸として次の100年を確固たるものとし皆様のご期待に応えられる企業を目指してまいります。

中長期経営計画「Re;Neo Challenge - リ ; ネオ チャレンジ - 」の詳細につきましては当社ホームページ (<https://www.okk.co.jp/>) をご参照ください。

6. 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
大豊機工株式会社	百万円 94	100.0 %	工作機械の一部の製造および水道メーターの製造・販売
OKKテクノ株式会社	10	100.0	工作機械の部品の製造
OKK USA CORPORATION	千米ドル 2,750	100.0	工作機械の販売および技術サービス
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	百万タイパーツ 232	97.4 (0.1)	工作機械の一部の製造・販売および技術サービス

(注) 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

下記製品の製造および販売を行っております。

主要営業品目の主な内容は次のとおりであります。

工作機械 : マシニングセンタ、NCフライス盤

汎用フライス盤、専用工作機械

水道メーター : 各種水道メーター、上下水道計装システム

水道料金システム

8. 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

①当社の主要な営業所および工場

名称	所在地
本店	兵庫県伊丹市
東京支店	埼玉県さいたま市
名古屋支店	愛知県名古屋市
広島支店	広島県広島市
福岡営業所	福岡県福岡市
猪名川製造所	兵庫県伊丹市
東京テクニカルセンター	埼玉県さいたま市

（このほか国内各地に営業所を9カ所設置しております。）

②当社子会社の主要な営業所および工場

名称	所在地
大豊機工株式会社	兵庫県豊岡市
OKKテクノ株式会社	兵庫県川西市
OKK USA CORPORATION	米国イリノイ州
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.	タイ国バンコク都

》 事業報告

9. 従業員の状況（2021年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
758名	24名減

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
500名	17名減	40.7歳	15.8年

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、企業集団の臨時従業員67名、当社の臨時従業員51名は含まれておりません。

10. 主要な借入先（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	3,836 百万円
株式会社みずほ銀行	1,090

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

【継続企業の前提に関する重要事象等】

当社グループを取り巻く経済環境は、国内外において回復基調ではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が依然として継続することが予想され、今後も世界経済は不透明な状況が続くと思われます。一方で、前連結会計年度の後半よりワクチンの接種が進むなど、回復に向けた動きも見られました。中国においては、回復が鮮明であり、建設機械、半導体等が好調に推移し、その他アジア新興国においても緩やかな回復が見られます。我が国経済においては、新型コロナウイルス感染症再拡大に伴い、緊急事態宣言が再度発令されるなど不透明な状況のなか、自動車関連、半導体関連が徐々に向上するなど回復基調で推移しております。

そのような中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響等による受注環境が一段と悪化した影響を受け、当連結会計年度において売上高が12,083百万円と前連結会計年度と比較して43.4%減と大幅に減少したこと等により、営業損失は2,755百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は2,425百万円となっており、前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該事象又は状況を解消するための対応策として、当連結会計年度において前記「1. 事業の経過および成果」にて記載の通り、商談から機械の据付までを一気通貫で対応するチーム制の導入、営業基盤の見直しと強化を行った営業体制の強化、製品在庫削減に向けた受注生産方式（モジュール化）の試行、アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた新商品の開発や新型コロナウイルス感染症に対応したオンライン展示会への出展などの構造改革を軌道に乗せてまいりました。今後も継続して構造改革を推し進め、中長期経営計画「Re;Neo Challenge」；ネオ チャレンジ」を着実に達成させるため、さらなる新規顧客の開拓及び新商品の市場への供給による売上の拡大、製品在庫の削減、人件費その他のコスト低減等を遂行してまいります。また、当連結会計年度においては、大幅な純損失を計上する中で、製品在庫の大幅な削減や全社的な経費削減により、営業活動によるキャッシュ・フローは、1,972百万円の収入超（前連結会計年度は1,732百万円の支出超）となっております。

その一方、当社グループにおける内部統制の不備や運用上の認識不足等により財務報告等に重大な誤りが発見され、過年度遡及による訂正を行う事態となり、当社グループの信用は大きく毀損する事態となっております。「重要な後発事象に関する注記」で注記しているように、2021年9月24日に2021年3月期の有価証券報告書を提出できなかったことを受けて、取引金融機関との円滑な取引関係の維持と資金繰りの安定化を図るため、定期預金及び通知預金を担保として差し入れました。

このような状況にありますが、主力銀行の支援は維持され、取引金融機関からの協力も継続されることに加え、手元流動性確保のためのキャッシュ・フロー改善策を予定しております。

2022年3月期の当社グループの業績予想に対処する手元流動性確保の観点では、当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの改善により現金及び現金同等物の期末残高は6,417百万円となり、一年内償還予定の有利子負債の返済原資をすでに確保しているとともに、返済期日が到来した短期借入金についても返済期日の更改を順次実施していることなど、継続的なキャッシュ・フロー改善策を実施していることから、翌連結会計年度末までの資金繰りに懸念はないものと判断しております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 24,000,000株
2. 発行済株式総数 8,146,556株
（自己株式215,589株を含む。）
3. 株主数 6,887名
4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
○KK取引先持株会	538 千株	6.79 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	457	5.76
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	238	3.00
秋元 利規	180	2.27
株式会社りそな銀行	169	2.14
○KK会持株会	144	1.82
○KK従業員持株会	134	1.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	122	1.55
株式会社日本カストディ銀行（信託口1）	106	1.34
川角 健司	104	1.31

- (注) 1. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当社は自己株式215千株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式には役員向け株式給付信託が保有する当社株式15千株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	7,125株	3名
取締役(監査等委員)	2,850株	1名
社外取締役(監査等委員を除く)	—	—

3 会社役員に関する事項

1. 当事業年度末日における取締役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浜 辺 義 男	経営企画室長
取 締 役	森 本 佳 秀	常務執行役員猪名川製造所長兼生産本部長
取 締 役	足 立 圭 介	上席執行役員管理本部長兼輸出管理部担当
取 締 役	古 川 実	日立造船株式会社 相談役 株式会社池田泉州ホールディングス 社外取締役 ユニチカ株式会社 社外取締役
取 締 役	大 栗 育 夫	株式会社長谷工コーポレーション 相談役
取 締 役 (常勤監査等委員)	道 岡 幸 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	三 浦 善 弘	MYKアドバイザリー株式会社 代表取締役 公認会計士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岡 田 祐 輝	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー 弁護士 日世株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役三浦善弘氏は、公認会計士の資格を有しており、豊富な海外での勤務経験ならびに財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役古川実、大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査等委員会の監査の実効性を高めるため、道岡幸二氏を常勤の監査等委員として選定し、情報収集その他内部統制部門との連携を強化するものであります。
5. 取締役古川実および大栗育夫、監査等委員である取締役三浦善弘および岡田祐輝の4氏の重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

》 事業報告

2. 当事業年度中の取締役の異動

①就任

2020年6月30日開催の第162回定時株主総会において、足立圭介氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②退任

2020年6月30日開催の第162回定時株主総会の終結の時をもって、取締役宮島義嗣氏が任期満了により退任いたしました。

③当事業年度中の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
浜 辺 義 男	代表取締役専務執行役員 猪名川製造所長兼経営企画室長 兼管理本部担当	代表取締役専務執行役員 猪名川製造所長兼経営企画室長 兼管理本部・輸出管理部担当	2020年4月1日
森 本 佳 秀	取締役常務執行役員生産本部長 兼カスタマーサポート部担当	取締役常務執行役員営業本部長 兼カスタマーサポート部長 兼生産本部担当	2020年4月1日
浜 辺 義 男	代表取締役社長兼経営企画室長	代表取締役専務執行役員 猪名川製造所長兼経営企画室長 兼管理本部担当	2020年6月30日
森 本 佳 秀	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長	取締役常務執行役員生産本部長 兼カスタマーサポート部担当	2020年6月30日
足 立 圭 介	取締役上席執行役員管理本部長 兼輸出管理部担当	上席執行役員管理本部長	2020年6月30日

④当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
森 本 佳 秀	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長	2021年6月25日
浜 辺 義 男	取締役社長兼経営企画室長	代表取締役社長兼経営企画室長	2021年8月13日
森 本 佳 秀	代表取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	取締役常務執行役員 猪名川製造所長兼生産本部長 兼技術本部長	2021年8月13日
足 立 圭 介	代表取締役上席執行役員 管理本部長兼輸出管理部担当	取締役上席執行役員管理本部長 兼輸出管理部担当	2021年8月13日

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約（責任限定契約）を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間に当社役員・管理職および子会社役員を被保険者として保険料を全額会社負担とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補するものです。

ただし故意である事実を被保険者が書面にて認諾するか、裁判その他の確定的な判断をもって認定された場合には、免責が適用されることとなります。

5. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		業績連動報酬		
		金銭報酬	非金銭報酬	金銭報酬	非金銭報酬	
取締役(監査等委員を除く)	60	56	3	—	—	6
(うち社外取締役)	(10)	(10)	—	—	—	(2)
取締役(監査等委員)	23	22	1	—	—	3
(うち社外取締役)	(10)	(10)	—	—	—	(2)

- (注) 1. 上記報酬等の額には譲渡制限付株式の付与による報酬額として、5百万円(取締役(監査等委員を除く)3百万円、取締役(監査等委員)1百万円)を含んでおります。
2. 上記の人数には2020年6月30日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額2億円以内(うち社外取締役分3,000万円以内)と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額2,000万円以内(社外取締役を除く)として決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く)です。(いずれも使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)
- また当該報酬とは別枠で2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、7事業年度で1億円の金銭抛出を上限とする業績連動型株式報酬が決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名(社外取締役を除く)です。
4. 当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年6月28日開催の第158回定時株主総会において年額5,000万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)です。2019年6月26日開催の第161回定時株主総会において、その範囲内で譲渡制限付株式の付与のための報酬が年額500万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は1名(社外取締役を除く)です。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、すべての指名報酬委員会メンバーが出席しております。

当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針の決定以前に定めたものでありますが、当該決定方針と同様の内容により決定されていることから、その内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の報酬は、業績の反映と株主との価値の共有という観点から、固定報酬である月額報酬、株式報酬(持株口)と、経營業績の達成度によって変動する業績連動報酬(役員賞与、業績連動報酬、株式報酬(業績連動口))から構成する。

社外取締役(監査等委員を除く。)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。

監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、業績に連動しない固定報酬の月額報酬のみとする。但し、常勤の監査等委員に限り、業績に連動しない株式報酬(持株口)も支給する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、株主総会決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬額については、報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 月額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責毎に設定し、同一役位内でも、個別の役員の前年度の実績および考課に応じて一定の範囲で昇給が可能な仕組みとする。

社外取締役（監査等委員を除く。）および監査等委員の月額報酬は、それぞれの役割に応じて金額を設定した月例の固定報酬のみを支給する。

3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(a) 役員賞与

利益の分配の観点から、配当を実施した年度に限り、為替差損益の影響を排除した調整後親会社株主に帰属する当期純利益を指標として、毎年、一定の時期に金銭報酬を支給する。当事業年度においては配当を実施せず、実績については親会社株主に帰属する当期純損失2,425百万円であったため支給しておりません。

(b) 業績連動報酬

企業本来の営業活動の成果を表す営業利益の公表数値を指標とし、達成した場合、役職毎に定めた割合の加算額を翌年度の月額報酬に加算して支給する。当事業年度においては公表数値が連結営業損失3,100百万円のため支給しておりません。なお実績は連結営業損失2,755百万円であります。

(c) 株式報酬（業績連動口）

中長期経営計画の業績目標の達成度に応じて、当社株式を支給するものであり、取締役及び上席執行役員（以下、取締役等という。）の報酬と当社の業績及び株式価値の連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

各対象期間中の各事業年度における役職及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントを付与する信託型株式報酬制度である。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算される（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行う。）。株式給付の時期は、原則として役員のリタイア時とする。

業績達成度を評価する指標は、連結営業利益率及び連結売上高とし、算定式は次のとおりとする。

なお、当事業年度においては、連結営業損失2,755百万円、連結売上高12,083百万円であったため支給しておりません。

》 事業報告

【算定式】

《各対象者の株式給付ポイント》

$$\text{株式給付ポイント} = \text{期間毎における上限付与ポイント数 (i)} \times \text{役職別基本ポイント比率 (ii)} \\ \times \text{業績連動係数 (iii)} \div 100$$

(i) 期間毎における上限付与ポイント数

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標①：連結営業利益率8%	15,000
目標②：連結営業利益率9%、連結売上高400億円	35,000

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

業績連動目標	上限付与ポイント数
目標③：連結営業利益率10%、連結売上高500億円	50,000

* 期間①における上限付与ポイント数は、目標①が達成できるまでは、15,000ポイント、達成後の期間は35,000ポイントとなる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の上限付与ポイント数は50,000ポイントとなる。

(ii) 役職別基本ポイント比率

基準日における対象者の役職（対象者が役職を兼務する場合にあっては、主たる役職）に応じて次のとおり決定される。

役職別基本ポイント比率 = 役職別基本ポイント ÷ 役職別基本ポイントの合計 × 100（小数点4位を切り捨て）

役職別基本ポイントの合計 = 役職別基本ポイントに対象者数を乗じた役職別基本ポイントの合計

【役職別基本ポイント】

所属会社	役 職・資格等級	役職別基本ポイント
O K K 株式会社	取締役社長	1,000
	取締役専務執行役員	700
	取締役常務執行役員	500
	取締役	300
	上席執行役員	200

(注1) 取締役は、社外取締役および監査等委員である取締役を除く。

(注2) 執行役員は、会社と委任契約を締結している者に限る。

(iii)業績連動係数

各期間の業績連動目標ごとの達成度に応じて目標別業績連動係数を次表に基づき算出する。なお、各業績連動目標の連動係数の合計は1.0を上限とする。

【業績連動係数】

期間①：2019年4月1日から2023年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
目標①	連結営業利益率(8%)の目標達成	1.0
	連結営業利益率(8%)未達	0.0
目標②	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(9%)および連結売上高(400億円)いずれとも目標未達	0.0

期間②：2023年4月1日から2026年3月31日まで

	業績連動目標ごとの達成度	業績連動係数
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)ともに目標達成	1.0
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれかの目標達成	0.1
	連結営業利益率(10%)および連結売上高(500億円)いずれとも目標未達	0.0

* 期間①における業績連動目標は、目標①が達成後の期間は目標②となる。

期間①において、目標①、②を達成した場合は、期間が繰り上がり、以後の期間は目標③となる。

なお、2020年5月27日に新中長期経営計画を公表し、新中長期経営計画再生フェーズ（2020年度～2023年度）における目標数値は、現在の業績連動係数期間1：目標①連結営業利益率8%と相違はない。

期間1の期間満了又は目標①の達成を目的に株式給付規程の改定を実施する。

》 事業報告

(d) 株式報酬（持株口）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主と価値共有を進めることを目的として、月額報酬の一部を減額し、その代替として譲渡制限付株式を毎年、一定の時期に当社株式で支給する。

取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合や当社と取締役との間で締結する契約で定める一定の事由に該当した場合、当社は、本株式の全部または一部を無償で取得する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の金銭報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等の構成割合は、業績目標の100%達成において、金銭報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝1：0.4～0.6：0.2～0.3とし、上位の役位ほど業績連動報酬および非金銭報酬の割合が高まる構成としている。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役社長が株主総会で決議された総額の範囲内で各取締役の株式報酬以外の報酬の配分について委任を受けるものとする。委任を受けた取締役社長は、独立社外取締役で構成する指名報酬委員会に原案を諮問し、答申を得た内容に従って決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

各取締役の株式報酬以外の報酬の配分を委任することとした理由は当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには取締役社長が適していると判断したためであります。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、取締役社長が作成した取締役の個人別の報酬案に対し、2020年6月30日開催の指名報酬委員会にて、報酬の総額が株主総会で決議された範囲内であることの確認と、取締役各人毎の報酬額の審議を経て、同日開催の取締役会の決議により決定しております。

6. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古川 実	当事業年度に開催された取締役会12回中12回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
	大栗 育夫	当事業年度に開催された取締役会12回中12回の全てに出席いたしました。主に企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社経営を監督し適宜発言を行うなど適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	三浦 善弘	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査等委員会14回中14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての企業会計に関する幅広い知識と豊富な経験による専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。
	岡田 祐輝	当事業年度に開催された取締役会12回中12回、監査等委員会14回中14回の全てに出席いたしました。主に弁護士として企業法務に精通した専門的見地から適宜発言を行っており、当社の監査業務の遂行において適切な役割を果たしております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	39百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OKK USA CORPORATIONおよびOKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.は当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性と適正性、従前の事業年度における職務執行状況等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に係る議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備についての基本方針を以下のように定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動規準」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

また、職務の執行に際して内部統制の有効性を検証し、「経営理念」および「企業行動規準」の運用状況を検証するため、経営管理室を設置しております。

さらに、コンプライアンス全体を統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し重要事項について審議するとともに、コンプライアンス実践教育の実施等により、コンプライアンス体制の維持・管理を行っております。

また、職務の執行に際して法令チェックを担い、コンプライアンス教育の推進を図るため、コンプライアンス室を設置しております。

また、「社内通報規程」に基づき、意見・要望およびコンプライアンス違反の疑いのある行為等について、直接社内外の専門窓口に通報する「ヘルプライン」制度を導入しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報等については、「文書管理規程」に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）は、それらの文書および情報等を必要に応じて閲覧できるものとしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。

また、各業務にかかわる種々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等）については、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において適切に管理しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めております。

取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役および執行役員をメンバーとする経営会議を、原則月2回開催し、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について、審議しております。

業務の運営については、将来の事業環境等を踏まえ中長期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向けて具体策を立案し、実行しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全体のコーポレートガバナンス、コンプライアンスおよび財務報告の適正性を確保するため、グループ間の連携を密にし、管理体制の強化を図っております。

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営しております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、「リスク管理規程」に基づき、リスクカテゴリーごとの管理部署を定め、各社社長がリスク管理総括責任者となる体制をとっております。当社と子会社は、子会社情報交換会等を通じてリスク管理状況を共有し、その管理を実行しております。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行っております。

④子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「企業行動規程」および「コンプライアンス基本規程」を策定し、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、役職員の研修等を通じて周知徹底を図っております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署を内部監査室と定め、必要に応じて、その職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の指揮命令を受けないものとします。さらに、当該職員の異動・懲戒にあたっては、監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとします。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員である取締役は、重要な会議に出席、あるいは業務の運営状況につき適宜報告を受けることとしております。

当社グループの取締役および監査役ならびに使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループ会社に重大な影響をおよぼす事項等を速やかに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとします。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。また、グループ各社の監査役との連携も図ることとしております。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

監査等委員会が、その職務の執行上必要なものとしてあらかじめ計上した費用の他、緊急または臨時に支出した費用について、事後、償還を請求することができるものとしています。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

「企業行動規準」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」と基本方針を規定しており、反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断するとともに、不当要求に対しては毅然とした態度で対応します。また、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、対処できる体制を構築しております。

》 事業報告

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 業務の適正を確保するための体制について

取締役会は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行い、透明性の高い経営に努めました。経営会議では、取締役および執行役員をメンバーとし、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要事項について審議いたしました。取締役会には監査等委員全員が出席。当事業年度においては、取締役会を12回、経営会議を27回開催いたしました。

さらに、代表取締役（社長）と社外取締役による情報交換会を10回開催し、取締役の執行状況の確認を始め、構造改革や執行部門における業務の取り組みや進捗状況、内部監査室・コンプライアンス室からの状況報告についての意見交換を実施しました。

また、コーポレートガバナンスコードにて求められる指名報酬委員会の役割として、取締役の選解任や報酬等に関する事項を協議するにあたり、指名報酬委員会を5回開催しました。

2. コンプライアンスについて

「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス上の重要事項を審議いたしました。また、「コンプライアンス基本規程」および、新たに制定した「ハラスメント防止規程」に基づき、定期的なコンプライアンス実践教育として管理職、ならびに各部門へコンプライアンス室から直接の研修を実施し、周知徹底を図りました。

さらに子会社を対象とした研修を実施し、コンプライアンス体制の維持・管理に努めました。内部通報制度については、社内と社外、それぞれの相談・通報窓口「ヘルプライン」を設置し、通報者の保護を明記したポスターを掲示して周知を図り、運用しております。当事業年度においては、コンプライアンス委員会を1回、全従業員対象のコンプライアンス研修およびその他法令に関する研修は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接的な研修を避け、資料配信やリモート研修など計13回実施いたしました。

3. リスク管理について

「リスク管理規程」に基づき、各リスク項目の影響度の評価、対応策等をまとめてリスク管理状況報告とし、その定期的な見直しを実施してリスクの回避と低減に取り組みました。各業務にかかわる種々のリスクについては、取締役会、経営会議において審議するとともに、それぞれのリスク管理部署において管理いたしました。

4. 子会社管理について

「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営管理上重要な事項および職務執行に関する事項等について、当社と事前協議を行う事項と当社に報告すべき事項を定めて管理・運営を行いました。また、当社と子会社は、子会社情報交換会等を開催して情報交換するとともに、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の管理・監督を行いました。

5. 監査等委員の職務の執行について

監査等委員会は、3名の取締役（うち2名は非常勤の社外取締役）で構成され、原則として毎月1回定例の監査等委員会を開催し、臨時を含め当期は14回の開催となりました。社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、グループ各社の監査役および内部監査室との連携も図り、監査の実効性を確保いたしました。また、常勤監査等委員は、経営会議等重要な会議に出席し、業務の運営状況につき適宜報告を受け、あるいは、取締役および使用人へのヒアリング等を行い、監査等委員会等を通じて他の監査等委員と情報を共有しました。そういった活動を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認し、より健全な経営体制の確保に向けた助言等を行いました。

6. 内部監査の実施状況について

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、次に掲げる監査ならびにモニタリングを実施いたしました。

- ①内部統制システムの有効性について業務監査
- ②適用法令等の遵守状況監査
- ③財務報告に係る内部統制監査

7. 内部統制システムの見直しおよび強化について

構造改革に合わせて内部統制システム見直しを実施する中で、内部統制改善プロジェクトを進めております。各部署と運用ルール、業務フローの定期的な見直しの打合せを合計で69回実施しております。また、内部統制改善にむけた目標管理の打合せを、担当取締役を交えて各部署合計で40回実施し、改善に向けた活動を行いました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

》 連結計算書類

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,822	流動負債	10,703
現金及び預金	6,912	支払手形及び買掛金	1,534
受取手形及び売掛金	4,023	電子記録債務	103
電子記録債権	364	短期借入金	7,749
商品及び製品	2,703	1年内償還予定の社債	200
仕掛品	2,837	リース債務	170
原材料及び貯蔵品	1,618	未払法人税等	1
その他	410	賞与引当金	2
貸倒引当金	△48	製品保証引当金	25
		その他	915
固定資産	13,565	固定負債	12,916
有形固定資産	11,767	社債	100
建物及び構築物	290	長期借入金	4,684
機械装置及び運搬具	274	リース債務	782
土地	10,762	繰延税金負債	244
リース資産	335	再評価に係る繰延税金負債	3,147
建設仮勘定	39	退職給付に係る負債	3,894
その他	64	その他	63
無形固定資産	94	負債合計	23,619
ソフトウェア	78	(純資産の部)	
リース資産	6	株主資本	860
ソフトウェア仮勘定	6	資本金	6,283
その他	2	資本剰余金	1,466
投資その他の資産	1,702	利益剰余金	△6,407
投資有価証券	1,500	自己株式	△481
長期貸付金	0	その他の包括利益累計額	7,894
繰延税金資産	75	その他有価証券評価差額金	596
その他	141	土地再評価差額金	7,144
貸倒引当金	△15	為替換算調整勘定	63
		退職給付に係る調整累計額	88
資産合計	32,387	非支配株主持分	13
		純資産合計	8,768
		負債純資産合計	32,387

連結損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		12,083
売上原価		10,340
売上総利益		1,742
販売費及び一般管理費		4,498
営業損失 (△)		△2,755
営業外収益		
受取利息及び配当金	43	
為替差益	6	
雇用調整助成金	395	
売電収入	26	
その他	22	495
営業外費用		
支払利息	149	
資金調達費用	49	
その他	16	214
経常損失 (△)		△2,474
特別利益		
関係会社清算益	91	
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	0	
その他	1	100
特別損失		
投資有価証券評価損	35	
関係会社清算損	26	
固定資産処分損	7	
災害による損失	0	
その他	3	73
税金等調整前当期純損失 (△)		△2,447
法人税、住民税及び事業税	△6	
法人税等調整額	△13	△20
当期純損失 (△)		△2,427
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△1
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,425

連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,283	1,466	△3,070	△519	4,160
誤謬の訂正による 累積的影響額			△881		△881
遡及処理を反映した 当期首残高	6,283	1,466	△3,951	△519	3,278
当期変動額					
親会社株主に帰属す る当期純損失 (△)			△2,425		△2,425
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△30	37	7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	△2,455	37	△2,418
当期末残高	6,283	1,466	△6,407	△481	860

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	352	7,144	75	△132	7,440	16	11,616
誤謬の訂正による 累積的影響額							△881
遡及処理を反映した 当期首残高	352	7,144	75	△132	7,440	16	10,735
当期変動額							
親会社株主に帰属す る当期純損失 (△)							△2,425
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	244	—	△11	221	454	△3	451
当期変動額合計	244	—	△11	221	454	△3	△1,967
当期末残高	596	7,144	63	88	7,894	13	8,768

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

大豊機工(株)、OKKテクノ(株)、OKK USA CORPORATION、
OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

OKK Europe GmbH、大阪机工(上海)商貿有限公司、PT.OKK INDONESIA、
3TOP Metalcast Innovation Co.,Ltd.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産・売上高・当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OKK Machinery (THAILAND) Co.,Ltd.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

非連結子会社の名称

OKK Europe GmbH、大阪机工(上海)商貿有限公司、PT.OKK INDONESIA、
3TOP Metalcast Innovation Co.,Ltd.

関連会社の名称

PANA-TAGUCHI (THAILAND) CO.,LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

》 連結計算書類

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び製品、仕掛品

製品・仕掛品は主として個別法、半製品は主として総平均法

原材料及び貯蔵品

主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 4～9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額（うち当連結会計年度に帰属する額）を計上しております。

③ 製品保証引当金

工作機械、水道メーターのアフターサービス費等に備えるため、売上高を基準として、過去の経験率により算定した額を計上しております。

(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を行っておりますが、借入金の調達金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているものは特例処理を行っております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[誤謬の訂正に関する注記]

当社において、過年度より棚卸資産（仕掛品）残高に関しての不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が881百万円減少しております。

》 連結計算書類

[連結貸借対照表に関する注記]

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産	
建物及び構築物	18百万円
機械装置及び運搬具	0百万円
土地	10,184百万円
計	<u>10,202百万円</u>
(2)担保に係る債務	
短期借入金	2,450百万円
長期借入金	3,756百万円
(うち1年以内返済予定額)	<u>(1,076)百万円</u>
計	<u>6,206百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 16,467百万円

3.土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日

2000年3月31日

- ・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価及び減損後の帳簿価額との差額

△3,091百万円

4.財務制限条項

(1)当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケーション方式コミットメント期間付タームローン契約（2021年3月末借入残高800百万円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比（決算期は直前の決算期、第2四半期は直前の第2四半期と比較する）75%以上に維持する（ただし、2020年度の決算期（2021年3月決算期）及び第2四半期（2020年9月第2四半期決算期）、2021年度の決算期（2022年3月決算期）及び第2四半期（2021年9月第2四半期決算期）を除く。）。
- ②2022年3月期以降に終了する借入人の各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の営業利益の金額が、それぞれ以下の表に記載された当該決算期の営業利益基準額以上であること。

決算期	営業利益基準額
2022年3月に終了する決算期	72百万円
2023年3月に終了する決算期	840百万円
2024年3月に終了する決算期	1,456百万円

(2)当社が取引金融機関との間で締結しているシンジケーション方式タームローン契約（2021年3月末借入残高1,450百万円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①2021年3月期の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比40%以上に維持する。
- ②2022年3月期以降の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- ③2021年3月期以降の各決算期における連結の損益計算書に示される営業利益の金額を、それぞれ以下の表に記載された当該決算期の営業利益基準額以上に維持する。

決算期	営業利益基準額
2021年3月に終了する決算期	△4,000百万円
2022年3月に終了する決算期	72百万円
2023年3月に終了する決算期	840百万円
2024年3月に終了する決算期	1,456百万円
2025年3月に終了する決算期	1,456百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1.関係会社清算益

特別利益として計上している「関係会社清算益」は、持分法を適用していない非連結子会社である在外子会社2社（THAI OKK MACHINERY CO.,LTD.及びOKK MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.）の清算に伴うものであります。

また、2020年10月に清算されたTHAI OKK MACHINERY CO.,LTD.に対しては、連結子会社であるOKK Machinery (THAILAND)Co.,Ltd.も出資しており、同社に係る清算益8百万円を特別利益に計上しています。

2.関係会社清算損

特別損失として計上している「関係会社清算損」は、持分法を適用していない非連結子会社である在外子会社1社（PT.OKK INDONESIA）の清算に伴うものであります。

また、2020年10月に清算されたOKK MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.に対しては、連結子会社であるOKK Machinery (THAILAND)Co.,Ltd.も出資しており、同社に係る清算損21百万円を特別損失に計上しています。

》 連結計算書類

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

- 1.当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 8,146,556株

[金融商品に関する注記]

1.金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、顧客の信用力に応じた与信限度額を設けるとともに、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うことにより、リスクの低減を図っております。また、外貨建て売掛金の為替変動リスクについては、外貨建て借入金により一部ヘッジしております。

投資有価証券は全て株式で、その市場価格の変動リスクについて、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行い、リスクの低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、デリバティブ取引（金利スワップ取引）により支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは「デリバティブ取引管理規程」に基づき、実需の範囲で行い投機的な取引は行わないこととしております。

2.金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	6,912	6,912	
(2)受取手形及び売掛金	4,023		
(3)電子記録債権	364		
貸倒引当金(※1)	△48		
	4,339	4,339	
(4)投資有価証券 その他有価証券	1,364	1,364	
資産計	12,617	12,617	
(1)支払手形及び買掛金	1,534	1,534	
(2)電子記録債務	103	103	
(3)短期借入金	6,090	6,090	
(4)長期借入金(※2)	6,344	6,347	3
負債計	14,071	14,075	3
デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 受取手形及び売掛金、電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

注 1.金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、並びに(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理の対象とした変動金利による長期借入金（下記デリバティブ取引参照）については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

注 2.非上場株式（連結貸借対照表計上額135百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産の(4)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

》 連結計算書類

[1 株当たり情報に関する注記]

1.1 株当たり純資産額	1,105.95円
2.1 株当たり当期純損失金額 (△)	△306.57円

[重要な後発事象に関する注記]

(資産の担保提供)

当社は、2021年9月24日に2021年3月期の有価証券報告書を提出できなかったことを受けて、取引金融機関との円滑な取引関係の維持と資金繰りの安定化を図るため、定期預金1,676百万円および通知預金190百万円を担保提供（根質権）することを2021年9月24日に開催された取締役会において決議いたしました。定期預金1,676百万円は、6金融機関に対して担保提供を行い、被担保債務は、現在および将来負担する一切の債務としています。

通知預金190百万円は、1金融機関に対して担保提供を行い、被担保債務は、当座借越としています。なお、担保提供（根質権）は、2021年9月24日および2021年9月30日に行いました。

(特別調査費用)

当社において、棚卸資産の残高確定の過程で不適切な会計処理が行われていたことが判明しました。これに伴い特別調査委員会による調査費用（2021年9月17日に調査報告書を受領）及び過年度決算の訂正に要する費用等が発生し、翌連結会計年度の決算において当該費用を計上する予定です。本報告書作成時点における概算額は約650百万円ですが、最終的な計上額は変動する可能性があります。

なお、この金額につきましては、事業報告11.その他企業集団の現況に関する重要な事項[継続企業の前提に関する重要事象等]に記載した、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無についての判断過程において考慮しております。

[追加情報]

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の影響は、ワクチン接種に向けた動きが進展しつつあるものの現在においても継続しており、当社グループの事業活動にも大きな影響を及ぼしております。当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響について、主力製品の工作機械の受注環境が翌連結会計年度より徐々に回復するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、回復時期等が上記仮定と異なることとなった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

(不適切な会計処理)

当社は、棚卸資産の残高確定の過程において過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、2021年5月20日、社内調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、調査の過程において、当社役員による不適切な業務執行の可能性を含む内部統制上の問題が存在する疑義が生じました。そのため当社は、より客観性・独立性を高めた調査を行うため、2021年6月24日、外部の弁護士・公認会計士を含む特別調査委員会に移行した上で、調査を進めてまいりました。

2021年9月17日に特別調査委員会から調査報告書を受領しており、当社において過去からの誤謬により滞留していた仕掛品の残高があること、これを隠蔽するために担当者が不適切な時期に不適切な方法で原価振替していたことにより、棚卸資産（仕掛品）残高が過大に計上されていたとの報告を受けました。

当社は、過去からの誤謬及びその後の担当者の原価振替等による不適切な処理の全体を把握・復元できないと判断したことから、実地棚卸に基づく材料費と仕掛中製番に紐づく加工費等を合算する方法により連結会計年度末日現在の仕掛品残高を改めて算定しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,384	流動負債	9,725
現金及び預金	6,157	支払手形	639
受取手形	350	買掛金	831
売掛金	3,129	短期借入金	7,266
電子記録債権	347	1年内償還予定の社債	200
商品及び製品	1,836	リース債務	133
仕掛品	1,842	未払金	252
原材料及び貯蔵品	1,468	未払費用	257
前払費用	77	前受金	41
その他	176	預り金	19
貸倒引当金	△3	製品保証引当金	18
固定資産	13,511	その他	65
有形固定資産	10,696	固定負債	11,387
建物	95	長期借入金	4,025
構築物	0	リース債務	418
機械及び装置	67	繰延税金負債	220
車両運搬具	18	再評価に係る繰延税金負債	3,147
工具、器具及び備品	39	退職給付引当金	3,543
土地	10,465	資産除去債務	31
リース資産	6	その他	0
建設仮勘定	1	負債合計	21,113
無形固定資産	27	(純資産の部)	
ソフトウェア	19	株主資本	76
リース資産	6	資本金	6,283
電話加入権	0	資本剰余金	1,455
ソフトウェア仮勘定	2	資本準備金	1,455
投資その他の資産	2,787	利益剰余金	△7,180
投資有価証券	1,378	利益準備金	152
関係会社株式	1,284	その他利益剰余金	
関係会社出資金	92	繰越利益剰余金	△7,332
長期貸付金	0	自己株式	△481
破産更生債権等	15	評価・換算差額等	7,706
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	561
その他	31	土地再評価差額金	7,144
貸倒引当金	△15	純資産合計	7,782
資産合計	28,896	負債純資産合計	28,896

損益計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		9,584
売上原価		8,062
売上総利益		1,522
販売費及び一般管理費		3,709
営業損失 (△)		△2,186
営業外収益		
受取利息及び配当金	51	
雇用調整助成金	261	
為替差益	4	
売電収入	26	
その他	3	347
営業外費用		
支払利息	131	
資金調達費用	49	
その他	15	196
経常損失 (△)		△2,035
特別利益		
関係会社清算益	83	
その他	1	85
特別損失		
関係会社株式評価損	8	
関係会社清算損	4	
固定資産処分損	0	
災害による損失	0	14
税引前当期純損失 (△)		△1,964
法人税、住民税及び事業税		20
当期純損失 (△)		△1,985

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△4,424	△4,271
誤謬の訂正による 累積的影響額					△893	△893
遡及処理を反映した 当期首残高	6,283	1,455	1,455	152	△5,317	△5,165
当期変動額						
当期純損失 (△)					△1,985	△1,985
自己株式の取得						
自己株式の処分					△30	△30
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△2,015	△2,015
当期末残高	6,283	1,455	1,455	152	△7,332	△7,180

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△519	2,947	328	7,144	7,472	10,420
誤謬の訂正による 累積的影響額		△893				△893
遡及処理を反映した 当期首残高	△519	2,054	328	7,144	7,472	9,527
当期変動額						
当期純損失 (△)		△1,985				△1,985
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	37	7				7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			233		233	233
当期変動額合計	37	△1,978	233	—	233	△1,744
当期末残高	△481	76	561	7,144	7,706	7,782

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権及び債務

時価法

(3) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

① 商品及び製品、仕掛品

製品及び仕掛品は主として個別法、半製品は主として総平均法

② 原材料及び貯蔵品

主として総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～47年

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、自社利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額（うち当事業年度に帰属する額）を計上しております。

(3) 製品保証引当金

工作機械のアフターサービス費等に備えるため、売上高を基準として過去の経験率により算定した額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

4.その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を行っておりますが、借入金の調達金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているものは特例処理を行っております。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこの会計処理の方法と異なっております。

(3)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に[会計上の見積りに関する注記]を記載しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[誤謬の訂正に関する注記]

当社において、過年度より棚卸資産（仕掛品）残高に関しての不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、繰越利益剰余金が893百万円減少しております。

》 計算書類

[貸借対照表に関する注記]

1.担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

建物	18百万円
機械及び装置	0百万円
土地	10,184百万円
計	<u>10,202百万円</u>

(2)担保に係る債務

短期借入金	2,450百万円
長期借入金	3,756百万円
(うち1年以内返済予定額)	<u>(1,076)百万円</u>
計	<u>6,206百万円</u>

2.有形固定資産の減価償却累計額 13,002百万円

3.保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

大豊機工(株) 60百万円

4.関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	1,288百万円
長期金銭債権	17百万円
短期金銭債務	308百万円

5.土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

- ・再評価を行った年月日

2000年3月31日

- ・再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△3,091百万円

6.財務制限条項

連結計算書類 [連結貸借対照表に関する注記] 4.財務制限条項を参照ください。

[損益計算書に関する注記]

1.関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

531百万円

仕入高

1,152百万円

その他の営業費用

164百万円

営業取引以外の取引高

16百万円

2.関係会社清算益

特別利益として計上している「関係会社清算益」は、持分法を適用していない非連結子会社である在外子会社2社（THAI OKK MACHINERY CO.,LTD.及びOKK MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.）の清算に伴うものであります。

3.関係会社清算損

特別損失として計上している「関係会社清算損」は、持分法を適用していない非連結子会社である在外子会社1社（PT.OKK INDONESIA）の清算に伴うものであります。

》 計算書類

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 230,589株

(注)役員向け株式給付信託が保有する当社株式15千株を自己株式数に含めております。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 繰延税金資産

たな卸資産評価損	24百万円
製品保証引当金	5百万円
投資有価証券評価損	161百万円
退職給付引当金	1,083百万円
固定資産減損損失	1,500百万円
繰越欠損金	1,259百万円
その他	44百万円
繰延税金資産小計	4,078百万円
評価性引当額	△4,071百万円
繰延税金資産合計	7百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△220百万円
その他	△7百万円
繰延税金負債合計	△227百万円
繰延税金負債の純額	△220百万円

3. 再評価に係る繰延税金負債

再評価に係る繰延税金負債	△3,147百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	△3,147百万円

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1 株当たり純資産額	983.14円
2. 1 株当たり当期純損失金額 (△)	△250.97円

[重要な後発事象に関する注記]

連結計算書類[重要な後発事象に関する注記]を参照ください。

[追加情報]

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

連結計算書類[追加情報]を参照ください。

(不適切な会計処理)

当社は、棚卸資産の残高確定の過程において過去の会計処理に誤りがある可能性が判明したため、2021年5月20日、社内調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、調査の過程において、当社役員による不適切な業務執行の可能性を含む内部統制上の問題が存在する疑義が生じました。そのため当社は、より客観性・独立性を高めた調査を行うため、2021年6月24日、外部の弁護士・公認会計士を含む特別調査委員会に移行した上で、調査を進めてまいりました。

2021年9月17日に特別調査委員会から調査報告書を受領しており、過去からの誤謬により滞留していた仕掛品の残高があること、これを隠蔽するために担当者が不適切な時期に不適切な方法で原価振替していたことにより、棚卸資産（仕掛品）残高が過大に計上されていたとの報告を受けました。

当社は、過去からの誤謬及びその後の担当者の原価振替等による不適切な処理の全体を把握・復元できないと判断したことから、実地棚卸に基づく材料費と仕掛中製番に紐づく加工費等を合算する方法により事業年度末日現在の仕掛品残高を改めて算定しております。

独立監査人の監査報告書

2021年10月6日

OKK株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽 俊
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 平 井 啓 仁
業 務 執 行 社 員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、OKK株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OKK株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

追加情報（不適切な会計処理）に記載のとおり、会社は、過去からの誤謬及びその後の担当者の原価振替等による不適切な処理の全体を把握・復元できないとして、実地棚卸に基づく材料費と仕掛中製番に紐づく加工費等を合算する方法により連結会計年度末日現在のOKK株式会社の仕掛品残高を改めて算定している。その結果、会社は、過年度における不適切な処理を訂正したことに伴い当連結会計年度の期首の利益剰余金を修正しているが、時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証憑を破棄しており、過年度の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を入手することができなかったため、当監査法人は、OKK株式会社の期首の利益剰余金について裏付けとなる十分な記録及び資料を入手することができなかった。このため、連結株主資本等変動計算書に計上されている期首の利益剰余金（訂正後）のうち3,293百万円について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。この影響は、当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書に計上されている期首の利益剰余金、連結損益計算書に計上されている売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、連結計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、連結計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年10月6日

〇 K K 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽 俊
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 平井 啓 仁
業 務 執 行 社 員

限定付適正意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、〇 K K 株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

追加情報（不適切な会計処理）に記載のとおり、会社は、過去からの誤謬及びその後の担当者の原価振替等による不適切な処理の全体を把握・復元できないとして、実地棚卸に基づく材料費と仕掛中製番に紐づく加工費等を合算する方法により事業年度末日現在の仕掛品残高を改めて算定している。その結果、会社は、過年度における不適切な処理を訂正したことに伴い当事業年度の期首の繰越利益剰余金を修正しているが、時の経過に伴い社内規程に従い加工費等に関する過年度の証憑を破棄しており、過年度の仕掛品の評価について裏付けとなる十分な記録及び資料を入手することができなかつたため、当監査法人は、期首の繰越利益剰余金について裏付けとなる十分な記録及び資料を入手することができなかつた。このため、株主資本等変動計算書に計上されている期首の繰越利益剰余金（訂正後）のうち3,293百万円について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。この影響は、当事業年度の株主資本等変動計算書に計上されている期首の繰越利益剰余金、損益計算書に計上されている売上原価等の特定の勘定科目に限定され、他の勘定科目には影響を及ぼさないことから、計算書類全体に及ぼす影響は限定的である。したがって、計算書類に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第163期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、不適切な会計処理が行われていたことが当事業年度に判明いたしましたが、監査等委員会においては、特別調査委員会の調査結果及び同委員会からの提言を踏まえた取締役の内部統制改善への取り組み及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月6日

〇 K K 株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 道岡幸二 ㊟

監査等委員 三浦善弘 ㊟

監査等委員 岡田祐輝 ㊟

(注) 監査等委員三浦善弘及び岡田祐輝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

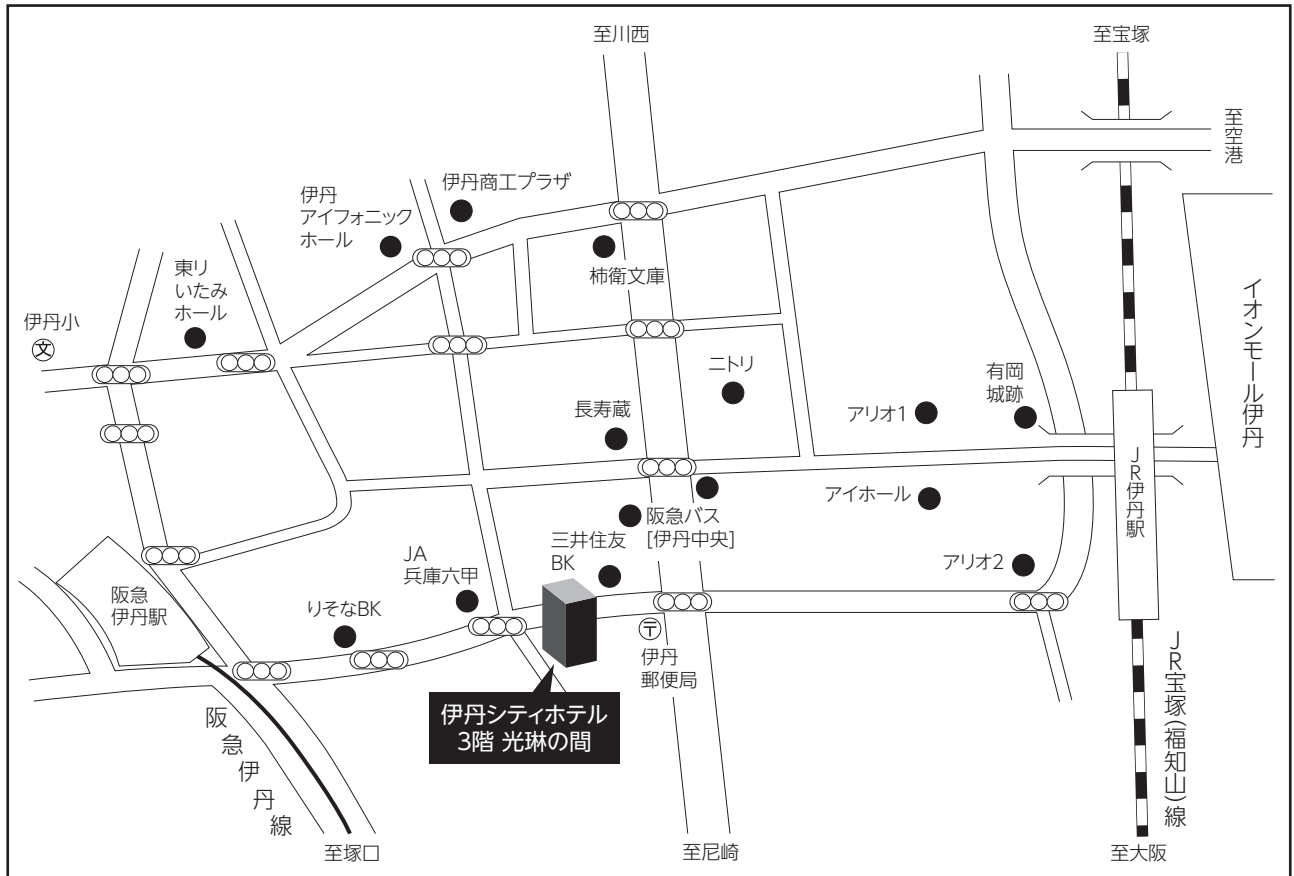
会場

兵庫県伊丹市中央六丁目2番33号
伊丹シティホテル 3階 光琳の間

交通

- 阪急伊丹駅より東へ徒歩約8分
- J R伊丹駅より西へ徒歩約10分

※駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



(ご照会先) ○ K K 株式会社総務課
〒664-0831 兵庫県伊丹市北伊丹八丁目10番地1
電話 072-782-5121

